

(目的)

第1条 この内規は、ハラスメント防止等に関する規程第11条第3項第2号に基づき、ハラスメント案件に関わる調査分科会（以下「調査分科会」という。）に関して必要な事項を定める。

(構成)

第2条 調査分科会の委員は、次の者となる。

- (1) ハラスメント対策委員会（以下「対策委員会」という。）委員1名
  - (2) 外部有識者1名
  - (3) 対策委員会委員以外の専任教職員1名
- 2 前項の委員は、対策委員会が指名し、学長が任命する。
- 3 分科会長は、第1項第1号の委員となる。
- 4 委員の任期は、調査分科会の設置日から、対策委員会から調査を依頼された案件（以下「当該案件」という。）について、対策委員会から学長へ報告書が提出された日とする。

(所管事項)

第3条 調査分科会は、次の事項を扱う。

- (1) 当該案件についての事実関係の調査
- (2) 調査結果報告書の作成
- (3) その他当該案件の調査の実施に付帯する事項

(独立性)

第4条 調査分科会は、法令及び本学の諸規程にのみ拘束される。

- 2 本学は、調査分科会の委員構成について、公正中立を担保しなければならない。
- 3 調査分科会は、当該案件について本学から独立して調査するものとする。

(不利益な取扱いの禁止)

第5条 本学は、調査を行ったこと又は調査の内容を理由として、委員に対して不利益な取扱いをしないものとする。

(守秘義務)

第6条 調査分科会の委員は、調査対象となった者のプライバシーを十分に配慮するとともに、これらの者の人権を侵害してはならない。

- 2 調査分科会の委員は、調査内容について、守秘義務を負う。ただし、対策委員会で開示を議決した事項についてはこの限りでない。

(委員の除斥及び忌避)

第7条 委員は、次の場合には、当該案件の調査に加わることができない。

- (1) 委員が当該案件の調査において相談者、申立者又は被申立者に該当する者であるとき。
  - (2) 委員が当該案件の調査において相談者、申立者又は被申立者に該当する者の親族であるとき。
- 2 委員が当該審議に加わることができるか否かは対策委員会が決定するところによる。
- 3 学長は、当該案件の調査に加わることができない委員が発生した場合は、第2条第1項に定める手続により、委員を補充しなければならない。

(調査結果の報告)

第8条 分科会長は、調査結果について、対策委員会委員長に対して報告書を提出するものとする。

- 2 前項の報告書は、依頼を受けた日から起算して3か月以内に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(事務)

第9条 調査分科会の事務は、総務部人事課において行う。

(改廃)

第10条 この内規の改廃は、部局長会の審議を経て学長が行う。

附 則 (2024年内規等第14号)

この内規は、2024年4月1日から施行する。